

集合住宅

1	特定経路等	194
2	出入口	197
3	廊下等	200
4	階段	203
5	傾斜路	207
6	エレベーター及びその乗降ロビー	210
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	215
8	便所（トイレ）	217
9	浴室・シャワー室	222
10	敷地内の通路	224
11	駐車場	228
12	標識	231
13	案内設備	233
14	案内設備までの経路	234
15	公共的通路	236

1 特定経路等

【基本的考え方】

集合住宅の敷地の接する道等から各住戸に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の経路を、多数の者が円滑に利用できる経路とする。また、各住戸から車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設、居住者専用の集会室に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の経路についても、多数の者が円滑に利用できる経路とする。

遵守基準	整備基準
(1) 道等から各住戸※1までの経路のうち1以上を特定経路※2とすること。	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上を特定経路等※2とすること。
—	ア 道等から各住戸までの経路
—	イ 集合住宅又はその敷地に車椅子利用者用便房を設ける場合における各住戸から当該車椅子利用者用便房までの経路
—	ウ 集合住宅又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの経路
—	エ 集合住宅又はその敷地に当該集合住宅の居住者のみが利用する集会室等を設ける場合における各住戸から当該集会室等までの経路
(2) 特定経路上に階段又は段を設けないこと※3。ただし、床面積の合計が2,000㎡未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。	(2) 同左（「特定経路」を「特定経路等」に読み替え）

※1 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては、地上階にあるものに限る。

※2 多数の者が円滑に利用することができる経路

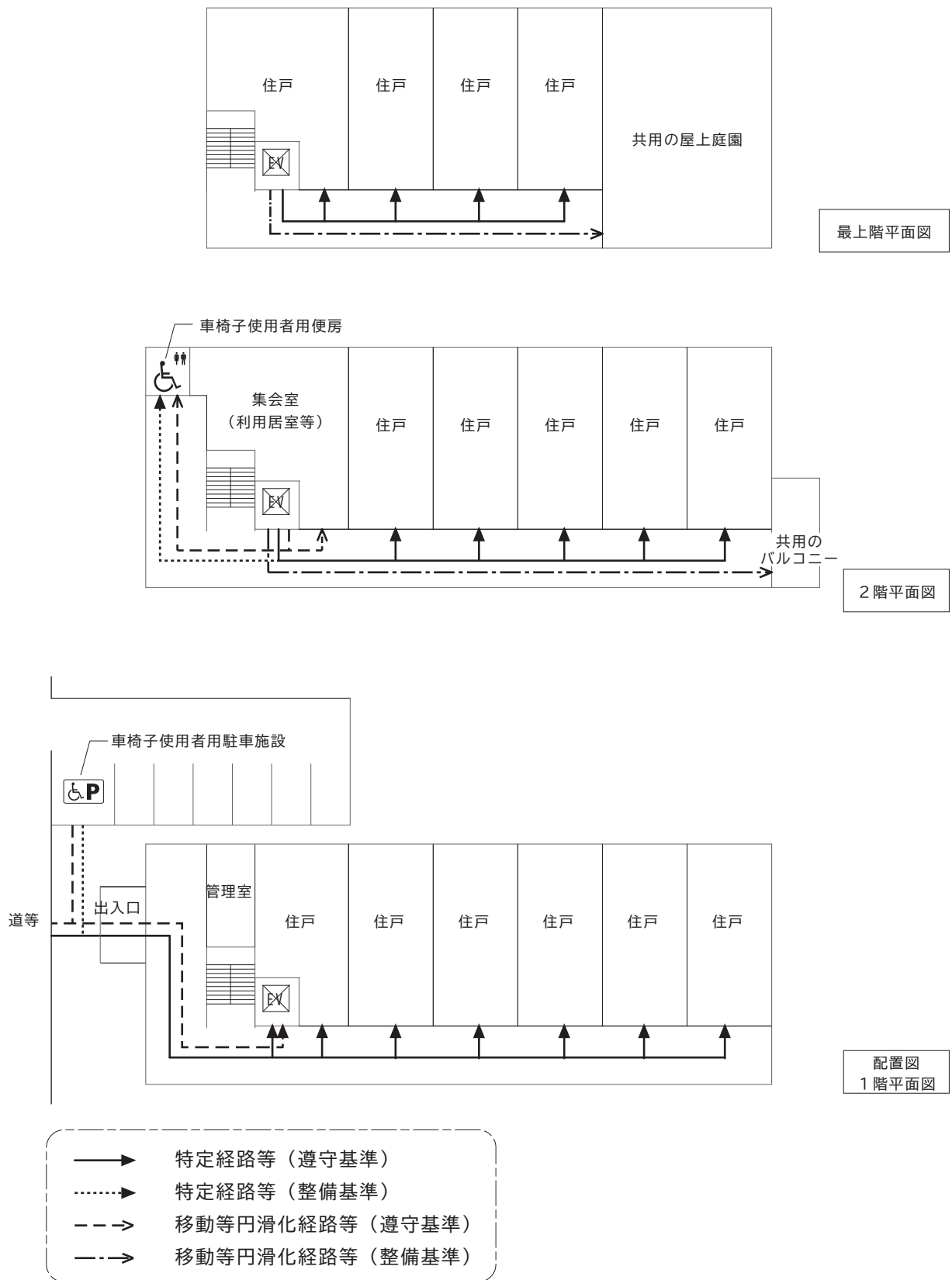
※3 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

特定経路等	<p>●道等から特定少数の者が利用する居室である集合住宅の各住戸までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（特定経路）として整備する。</p> <p>●地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある各住戸までを特定経路とする。</p> <p>○地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合においても、全ての各住戸までの経路が特定経路等となる。</p> <p>◇車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設、居住者専用の集会室を設ける場合は、各住戸からそれぞれまでの経路の1以上を特定経路等として整備する。</p>	→【図1-1】
移動等円滑化経路等の適用	<p>●居住者専用の集会室等の共用で利用する居室や、共用便所（車椅子利用者用便房含む）、車椅子利用者用駐車施設がある場合は、道等からそれぞれの利用居室等までの経路や共用便所から集会室などの利用居室等までの経路は、建築物の整備基準の移動等円滑化経路等として整備する必要がある。</p> <p>●特定経路等が移動等円滑化経路等と重複する場合は、特定経路等の基準は適用しない。</p>	

段差の禁止	<p>●特定経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、特定経路等上に階段や段差がある場合には、特定経路等の基準に適合した傾斜路、エレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。</p> <p>◆床面積の合計が 2,000 m²未満で、階数 3 かつ住戸数 29 以下の場合や階数 4 かつ住戸数 19 以下の場合は、階から階へ至る階段は適用除外となる。例えば床面積の合計が 1,500 m²で地上 2 階地下 1 階 25 戸の集合住宅の場合、エレベーターの設置までは求めている。</p>	
-------	--	--

【図 1-1】 特定経路等の考え方



※集合住宅に共用で使用する集会所、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある場合は、道等からそれらまでの経路は移動等円滑化経路等となり、建築物の整備基準が適用される。

2 出入口

【基本的考え方】

住棟の出入口や各住戸の出入口は、道等から各住戸への動線上にあたるので、多数の者が円滑に利用できるよう整備する必要がある。また、特定経路等以外の屋外へ通ずる出入口についても、1以上を同様に整備するよう努めることとする。

遵守基準	整備基準
特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。	(1) 同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
ア 幅は、80cm以上とすること。	ア 幅は、85cm以上とすること※1。※緩和1
－	イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。※緩和2
イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左
ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	エ 同左
－	(2) 直接地上へ通ずる出入口（特定経路等を構成する出入口を除く。）のうち1以上は、次に掲げるものとする。
－	ア 幅は、85cm以上とすること。※緩和1
－	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

※1 直接地上へ通ずる出入口並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。

※緩和1 構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、80cm以上とすることができる。

※緩和2 構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、85cm以上とすることができる。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

有効幅	<p>●移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（集合住宅以外）「2 出入口」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。</p> <p>●特定経路上にある出入口の有効幅は 80cm 以上とする。</p> <p>○特定経路等上にある出入口の有効幅は 85cm 以上とする。ただし、直接地上へ通ずる出入口及びエレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。</p> <p>○特定経路等の直接地上へ通ずる出入口の有効幅は 100cm 以上とする。</p> <p>◇特定経路等以外の直接地上に通ずる出入口の有効幅は 85cm 以上とする。</p> <p>○構造上やむを得ない場合とは、敷地や建物の規模が小さく、当該出入口を一度に多くの人が利用する可能性が少ない場合で周囲に車の通行等の危険がなく、扉の開閉にも安全な配慮がなされている場合のことである。</p> <p>●幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸、両引き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。</p> <p>●設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。</p>	<p>→【図 2-1】</p> <p>→【図 2-2】</p>
戸	◆戸の構造については、建築物（集合住宅以外）「2 出入口」の基準の解説を参照する。	
その他の注意事項	◆その他の注意事項は、建築物（集合住宅以外）「2 出入口」の基準の解説を参照する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P25 参照
-------------------------	-------------

－出入口幅の比較－

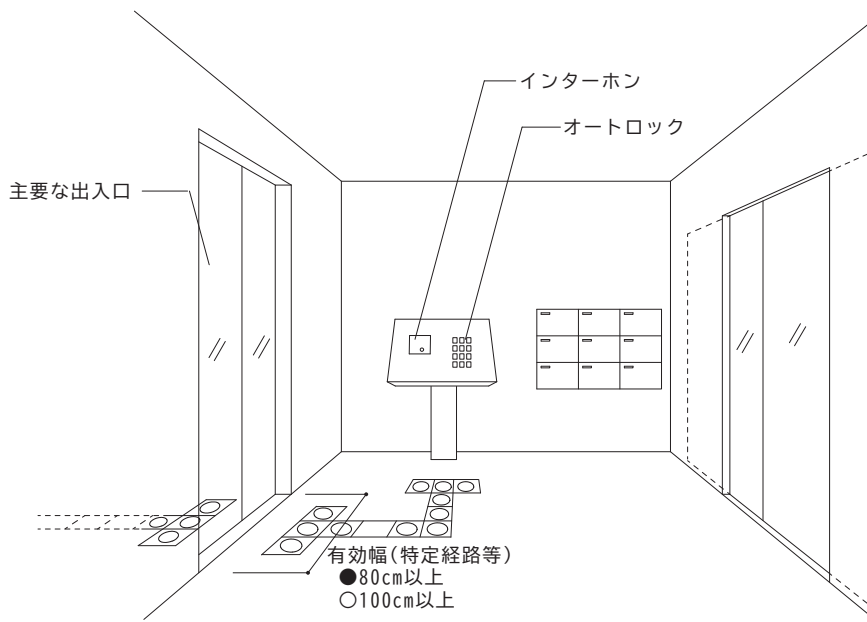
	出入口の種類	遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
特定経路等	直接地上へ通ずる出入口	80cm 以上	100cm 以上 (※1)	120cm 以上	2 出入口
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口	80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	6 エレベーター及びその乗降ロビー
	上記以外の特定経路等上にある出入口	80cm 以上	85cm 以上 (※2)	90cm 以上	2 出入口
一般基準	屋外へ通ずる出入口	—	85cm 以上	120cm 以上	2 出入口
	浴室又はシャワー室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	9 浴室又はシャワー室

(注) 移動等円滑化経路等上の出入口幅については建築物（集合住宅以外）P23 を参照のこと。

(※1) 構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が 2,000 m²未満の場合は、85cm 以上とすることができる。

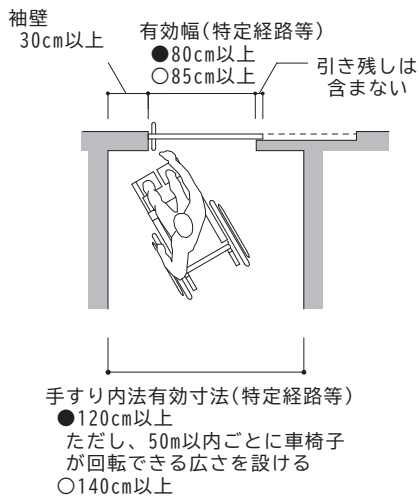
(※2) 構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が 2,000 m²未満の場合は、80cm 以上とすることができる。

【図2-1】 出入口の整備例

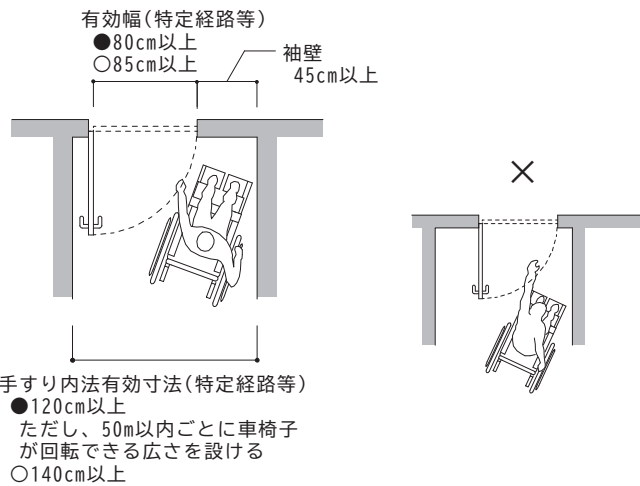


【図2-2】 戸幅の寸法

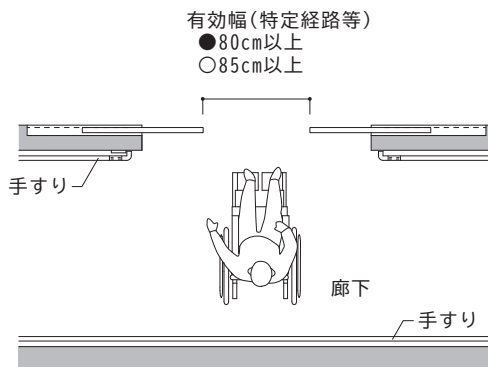
■ アルコーブを設けた引き戸の場合



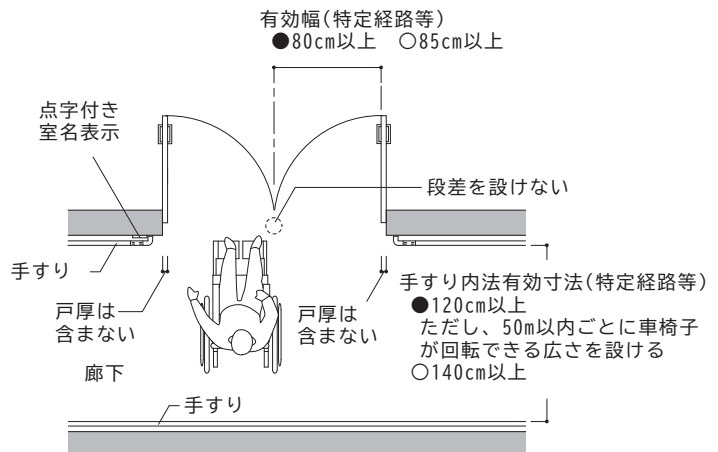
■ アルコーブを設けた開き戸の場合



■ 自動扉の場合



■ 両開き戸の場合



3 廊下等

【基本的考え方】

廊下等は、高齢者、障害者等を含む全ての人の利用を配慮して整備した住棟の出入口から、集合住宅内を円滑に利用するための最も重要な部分であり、最低限車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができ、全ての人の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	ア 同左
イ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。	イ 階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在を警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、床面積の合計が 2,000 m ² 未満の場合は、この限りでない。
(2) 特定経路を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。	(2) 同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
ア 幅は、120cm 以上とすること。	
イ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	ア 幅は、140cm 以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が 2,000 m ² 未満の場合は、120cm 以上とすることができる。この場合、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左
	ウ 連続して手すりを設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
 (一般基準)

床面	<ul style="list-style-type: none"> ●滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。 ●特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 	→建築物編(基本的考え方) P10 参照
点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ○階段の上下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 	

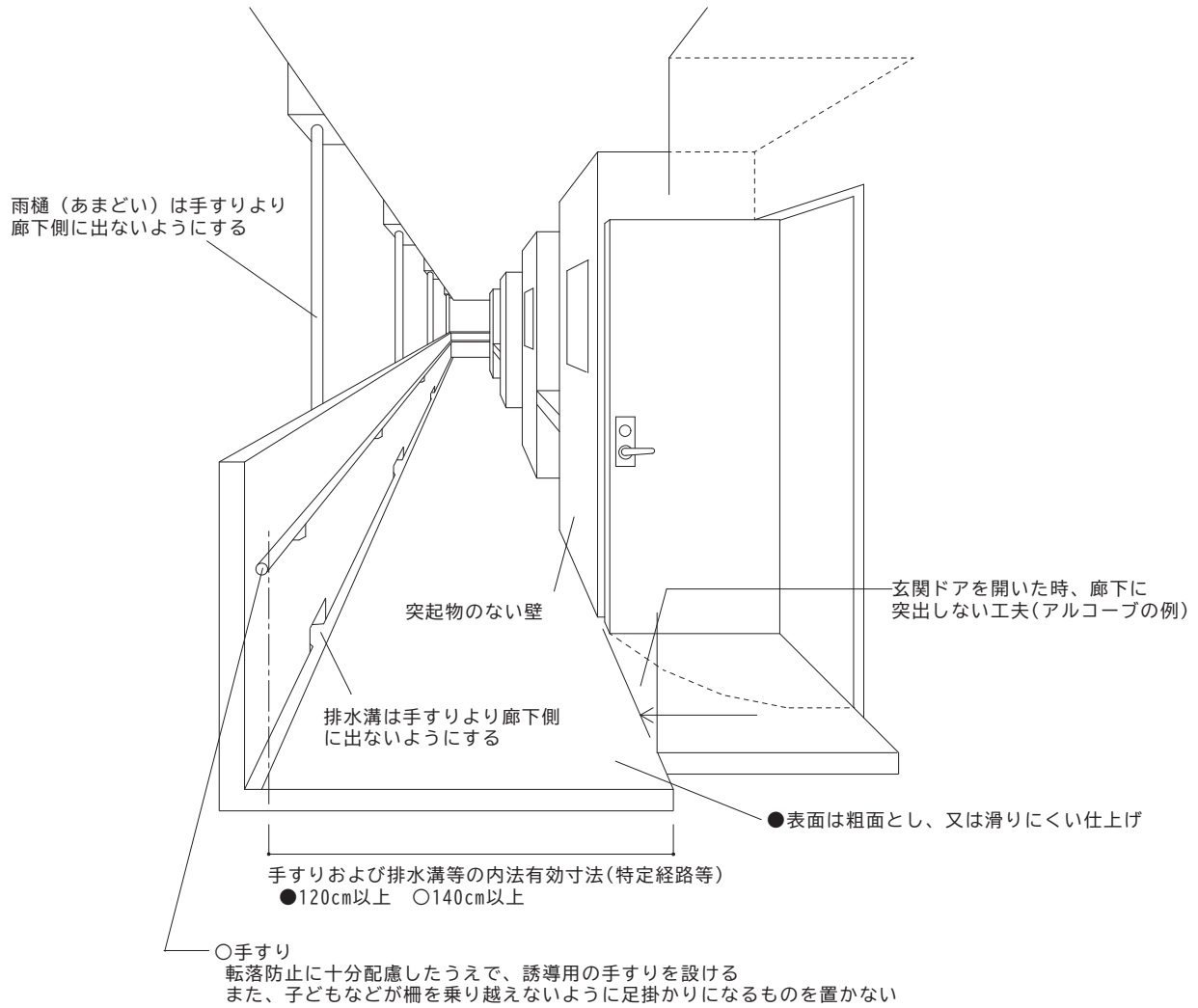
(特定経路等)

有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●集合住宅に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物(集合住宅以外)の「3 廊下等」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ●床面には段差を設けないこと。 	→【図 3-1】 【図 3-2】
転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が 120cm である。 ○歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が 140cm である。 ●幅のとり方については、手すり及び排水溝等を設置する場合はその内法有効寸法である。 	
戸	<ul style="list-style-type: none"> ●廊下等の幅を 120cm 以上とした場合は、50m 以内ごとに車椅子使用者が安全に転回できるスペース(140cm×170cm 又は直径 150cm 円)を設ける。 	→【図 3-2】
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物(集合住宅以外)「2 出入口」の基準の解説を参照する。 	
	◇手すりは階段等と連続性のあるようにする。片廊下で腰壁が手がかりになる場合には、手すりとすることができる。	

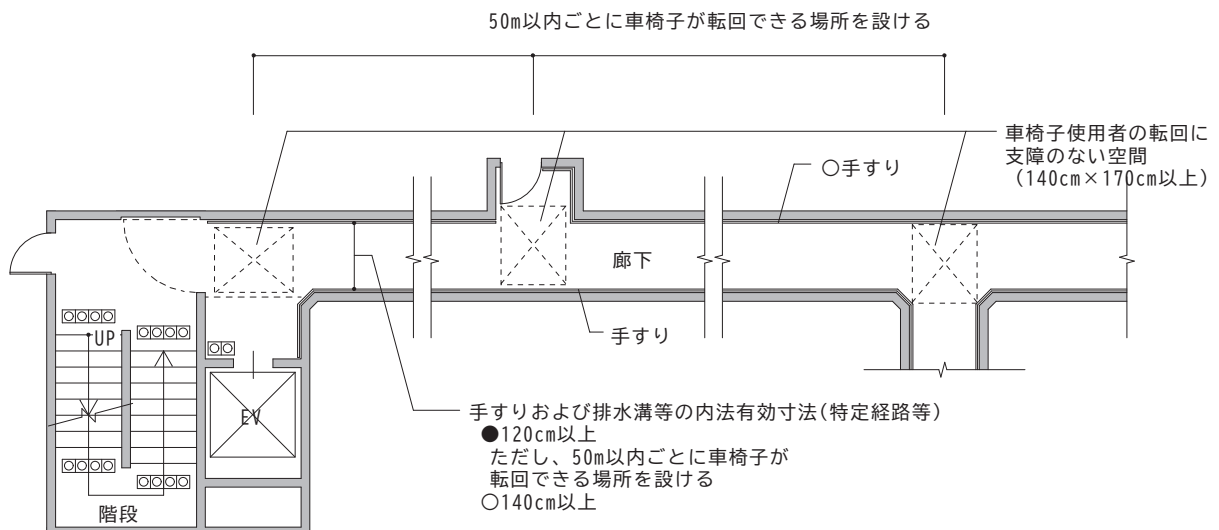
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	建築物(集合住宅以外)の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P32 ~33 参照
--	-------------------------	-----------------

【図3-1】 共用廊下の整備例



【図3-2】 廊下の基本的な考え方



4 階段

【基本的考え方】

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等を含む全ての人が安全かつ円滑に通行できるよう配慮した構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
ア 踊り場を除き、手すりを設けること。	ア 踊り場を含めて、連続して手すりを設けること。
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	イ 同左
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	ウ 同左
エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	エ 同左
—	オ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が 250cm 以下の直進のものである場合においては、この限りでない。
オ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。	カ 同左
—	キ 踏面及びけあげの寸法は、それぞれ一定とすること。
—	ク 十分な照度を得られるよう照明器具を配置すること。
—	ケ 勾配は、高齢者、障害者等が昇降しやすい程度とすること。
—	コ 踊り場を設けること。
(2) 多数の者が利用する階段※1のうち1以上は(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 踊り場に手すりを設けること。	ア 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。
イ けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とし、それぞれ一定とすること。	イ けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。
ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。)は、120cm 以上とすること。	ウ 同左
(3) 多数の者が利用する階段※2は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。	—
ア 踊り場に手すりを設けること。	—
イ けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。	—
(4) (2)(3)の規定は、建築物の遵守基準に適合する「6 エレベーター及びその乗降ロビー」を併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。	(3) 同左(「遵守基準」を「整備基準」と読み替え)

※1 床面積の合計が 2,000 m²以上の場合に限る。

※2 床面積の合計が 2,000 m²未満の場合に限る。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

点状 ブロック等	◆手すり、床面、踏面、形状は建築物（集合住宅以外）「4 階段」の基準の解説を参照する。 ◇視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については、「3 廊下等」で規定している。 ◆点状ブロックは、建築物（集合住宅以外）「4 階段」の基準の解説を参照する。	→【図 4-1】
回り階段	●主たる階段は、回り階段とはしない。ただし、増築等で既存の回り階段以外の階段を新たに設けることが構造上困難である場合等はこの限りでない。	→【図 4-4】
勾配	◆床面積の合計が 2,000 m ² 以上の集合住宅では、階段のうち 1 以上は、けあげ 18cm 以下、踏面 26cm 以上で、同一階段において同一寸法とする。 ◆床面積の合計が 2,000 m ² 未満の集合住宅では、階段のうち 1 以上のけあげ、踏面は同一階段において同一寸法とする。 ◇高齢者、障害者等が昇降しやすいよう $55\text{cm} \leq 2R + T \leq 65\text{cm}$ （R：けあげ T：踏面）を満たし、Tは 24cm 以上で一定させる。なお、階段のうち 1 以上は、けあげ 18cm 以下、踏面 26cm 以上とする。	→【図 4-2】
照明器具	◇安全を確保するために、照度を上げるとともに踏面に影ができないように照明を複数設ける。フットライトも効果がある。また、踏面等をはっきり認識できる照度、角度、位置とする。	
有効幅	◆松葉杖（まつばづえ）使用者が円滑に通行できる幅は 120cm 以上となっている。	
その他の 注意事項	●階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講じる。	

(除外規定)

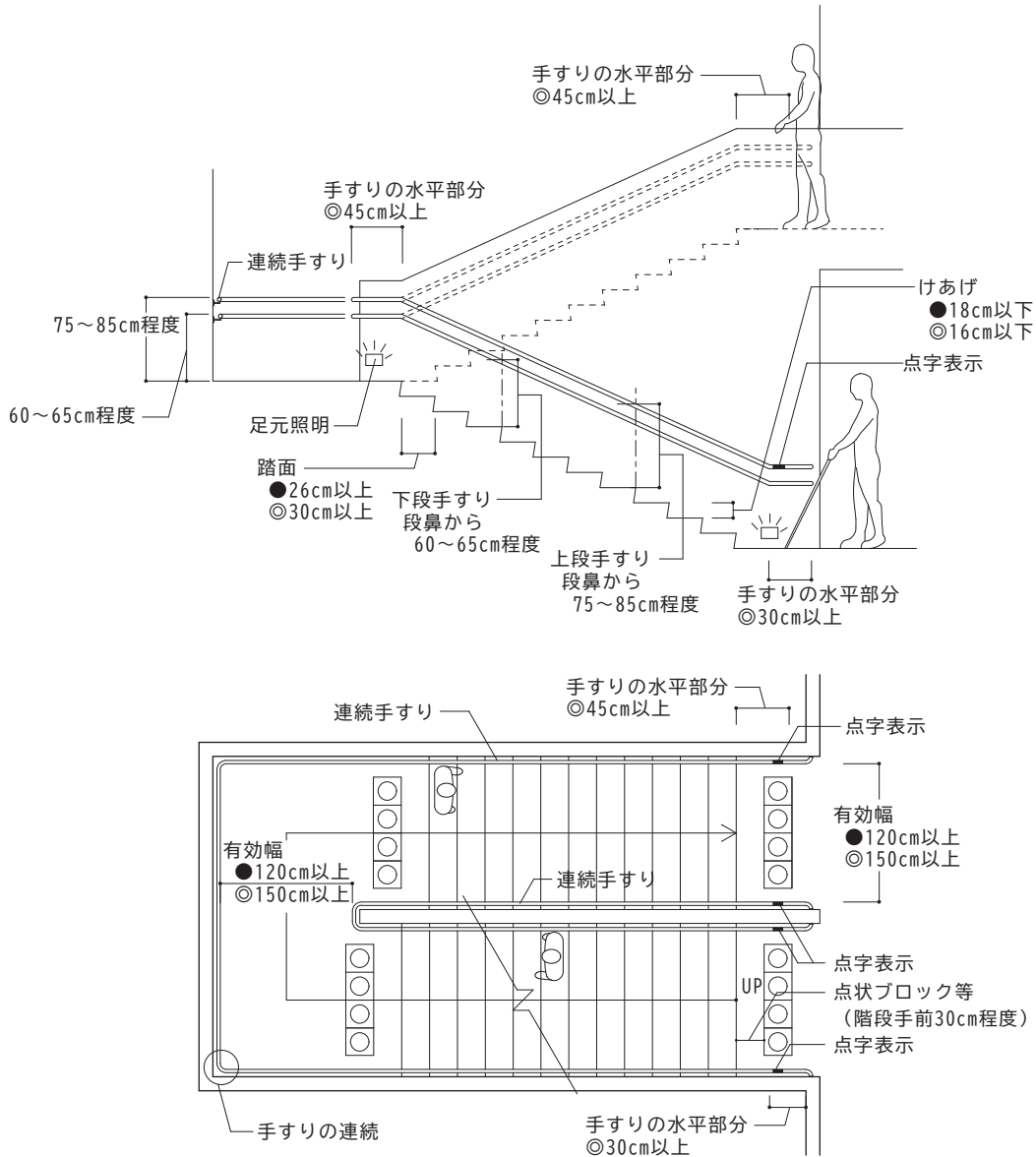
除外規定	●(2)(3)の規定は、建築物（集合住宅以外）の整備基準における「6 エレベーター及びその乗降ロビー」を併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段には適用する。	→ 籠の奥行き 135cm 以上のエレベーター
------	---	-------------------------

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→ 建築物 P40 参照
--	-------------------------	--------------

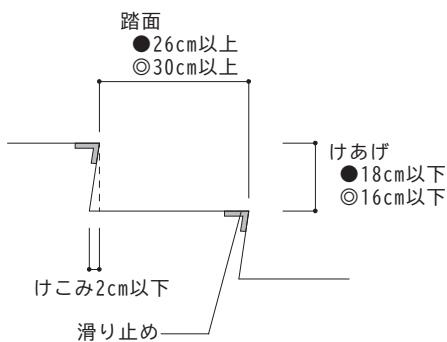
段鼻の明度差は建築物（集合住宅以外）P42 コラム参照

【図4-1】 階段の寸法



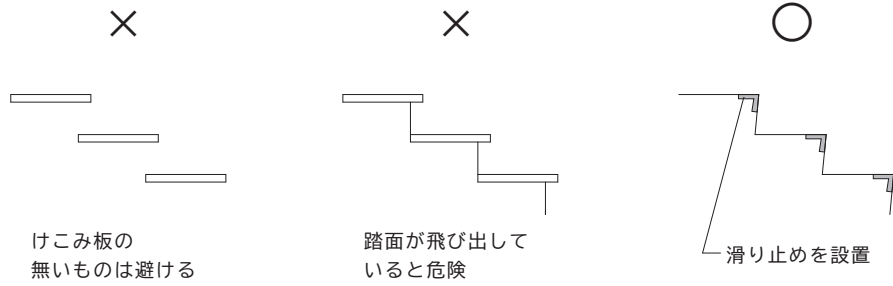
※階段の幅、踏面、けあげの寸法は、
2,000㎡以上の集合住宅のみ遵守基準適用

【図4-2】 踏面端部の例



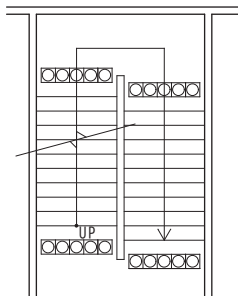
※階段の幅、踏面、けあげの寸法は、
2,000㎡以上の集合住宅のみ遵守基準適用

【図4-3】 けあげ、路面の形状（つまずきにくい構造の例）

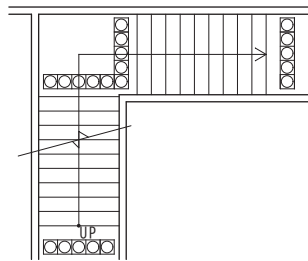


【図4-4】 階段の形状

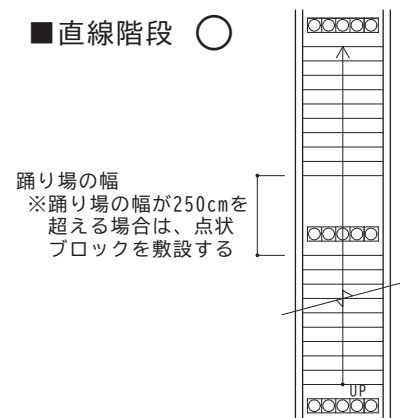
■折返し階段 ○



■折返し階段 ○

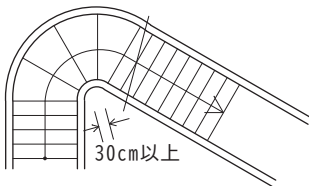


■直線階段 ○



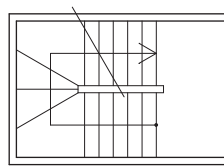
■回り階段 ×

(構造上困難な場合に限る。
また路面の最少寸法は30cm必要)



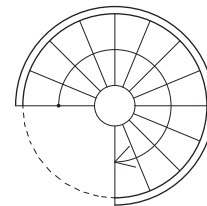
■回り階段 ×

(構造上困難な場合等に限る)



■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)



5 傾斜路（屋内に設けるもの）

【基本的考え方】

車椅子使用者は 1 段でも段差があると前進することができなくなるので、計画上段差が生じる場合は傾斜路を設ける。傾斜路があると、車椅子使用者はもとより高齢者やベビーカー等の通行にも有効である。ここでは屋内にある傾斜路について規定している。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
ア 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	ア 手すりを設けること。
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	イ 同左
ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	ウ 同左
(2) 特定経路を構成する傾斜路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。	(2) 同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
ア 幅は、階段に代わるものにあつては 120cm 以上、階段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。	ア 同左
イ 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。	イ 同左
ウ 高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	エ 同左
オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。	オ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
(一般基準)

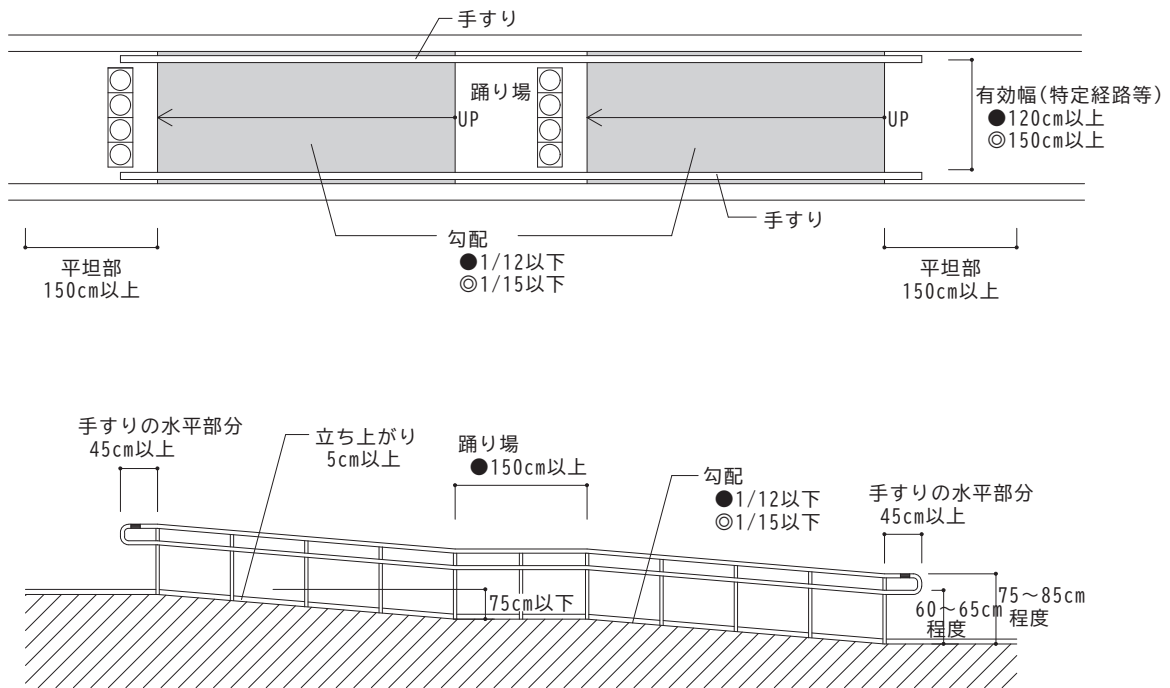
	<p>●移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（集合住宅以外）「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。</p> <p>◆床面の傾斜部分の有効幅以外の形状は、建築物（集合住宅以外）「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の基準の解説を参照する。</p>	
手すり	<p>●手すりは、歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <p>●手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。</p> <p>○手すりは、勾配や高さに関係なく、全ての傾斜路に設ける。</p>	→【図 5-1】
床面	<p>●勾配が急になると、車椅子はスリッパして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。</p>	
傾斜部分	<p>●傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。</p>	

(特定経路等)

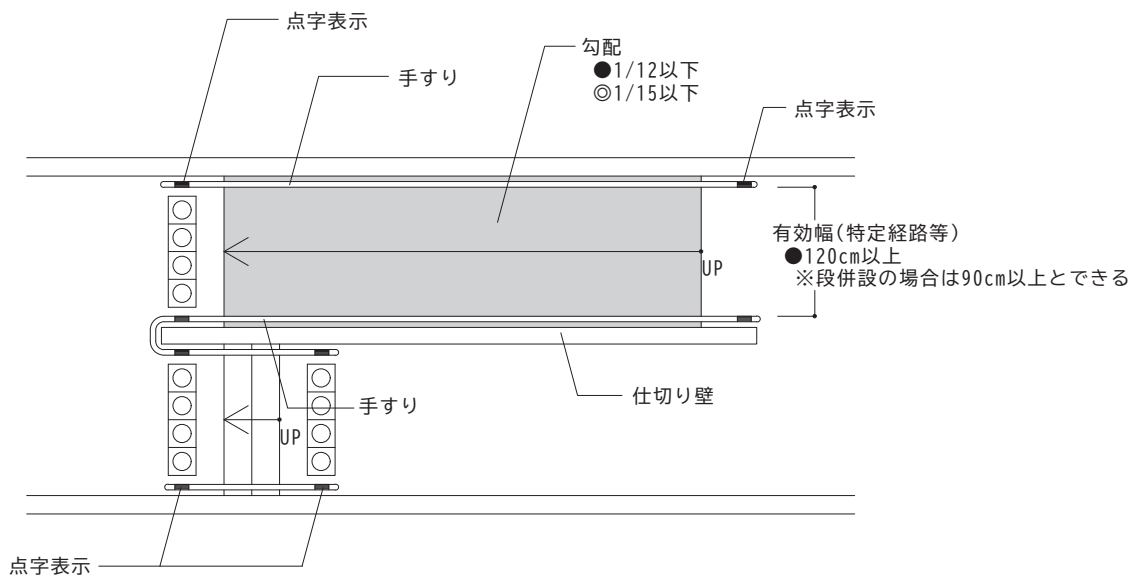
有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●集合住宅に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（集合住宅以外）「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ●歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅は、120cm 以上である。 ●階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。 	→【図 5-2】
勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。 	
踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ●長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊り場の設置を求めている（この間隔を勾配 1/12 で高さに換算すると 75cm となる。）。 ●車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。 	
立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。 	
平坦部	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平坦部を設ける。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P47 参照	

【図5-1】 傾斜路の仕様



【図5-2】 段併設の例



6 エレベーター及びその乗降ロビー

【基本的考え方】

エレベーターは高齢者、障害者等全ての人の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、だれもが容易に認識、利用し易い場所に設ける。また、籠及び乗降ロビーの構造は車椅子使用者、視覚障害者等に配慮したものとする。

遵守基準	整備基準
特定経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。※1	同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
ア 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	－
－	ア 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	イ 同左
ウ 籠の奥行きは、115cm以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、車椅子を使用することができる奥行きがあること。	－
－	ウ 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用することができる機種を設置する場合は、この限りでない。
－	(ア) 奥行きは、135cm以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、車椅子を使用することができる奥行きがあること。
－	(イ) 幅は、140cm以上とすること。
－	(ウ) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。
エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。※緩和1	エ 同左
－	オ エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止対策を講ずること。
カ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	カ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置※2を設けること。
－	(ア) 文字等の浮き彫り
－	(イ) 音による案内
－	(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの
キ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	キ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
ク エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。	ク 同左
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

	コ アからケまでに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
--	---

- ※1 床面積の合計が 2,000 m²未満で、階数が3で戸数が 29 以下の場合及び階数が4で戸数が 19 以下の場合は除く。
- ※2 車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。
- ※緩和1 床面積の合計が 2,000 m²未満の場合は、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

	<p>◆集合住宅に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（集合住宅以外）「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。</p>	
停止階	<p>●籠は、各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。</p> <p>○籠は、多数の者が利用する階に停止すること。したがって、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみの階を除いた全ての階に停止する必要がある。</p>	
出入口の有効幅	<p>●籠及び昇降路の出入口の有効幅 80cm は、車椅子使用者が通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、籠内及び乗降ロビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについては籠内に設けることが望ましいが、設置位置については車椅子使用者の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。</p>	→【図 6-1】 →【図 6-2】
籠の大きさ	<p>●籠の奥行き 115cm 以上とは、住宅用エレベーターでは 6 人乗り以上のものが該当する。</p> <p>○籠の奥行き寸法は、135cm 以上とする。この寸法は、電動車椅子使用者でも利用できる大きさである。</p> <p>○籠の幅は、140cm 以上とする。</p> <p>○車椅子で利用できる機種とは、9 人乗り以上の住宅用エレベーターである。</p>	→【図 6-1】
乗降ロビー	<p>●乗降ロビーは、エレベーターへの乗降の前後に車椅子使用者が回転できる空間（150cm 角以上）を確保する。</p> <p>●床の表面は水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○新築の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。</p> <p>○改修等で、エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止等に十分に配慮する。</p>	→【図 6-1】
籠内及び乗降ロビーに設ける設備	<p>●籠内及び乗降ロビーには以下の設備を設けること。</p> <p>①籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。</p> <p>②籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を分かりやすく表示する装置を設ける。</p> <p>③乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を分かりやすく表示する装置を設ける。</p>	→【図 6-2】

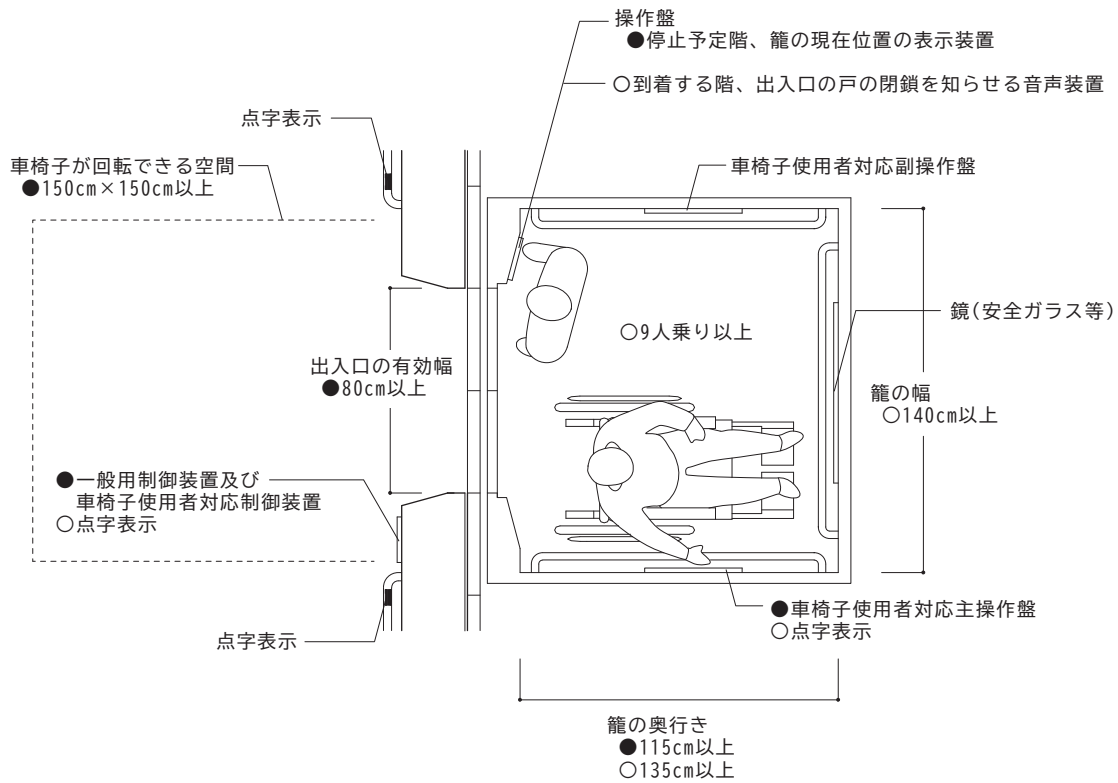
	<p>○高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。</p> <p>①車椅子使用者対応乗場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすい高さとして100cm程度とする。</p> <p>②籠内左右の側板には車椅子使用者対応操作盤のボタンを設け、中心位置が床から100cm程度の高さとする。</p> <p>③籠入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上40～150cm程度まである鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）を設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型及びトランク付型の籠の場合には凸面鏡等でもよい。</p> <p>④乗降者検出装置を設置する。</p> <p>⑤籠内に車椅子使用者対応位置表示器を設置する。</p> <p>⑥操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。</p> <p>⑦車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。</p>	<p>→【図6-3】</p> <p>→一般社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)」及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515E)」参照</p>
視覚障害者のための設備	<p>○籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>○乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>○籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子使用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。</p> <p>○乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。</p> <p>◇その他、建築物（集合住宅以外）「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の基準の解説を参照する。</p>	
その他の注意事項	<p>◇ガラス窓や高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造については、建築物（集合住宅以外）「6 エレベーターその他の乗降ロビー」の基準の解説を参照する。</p>	

(除外規定)

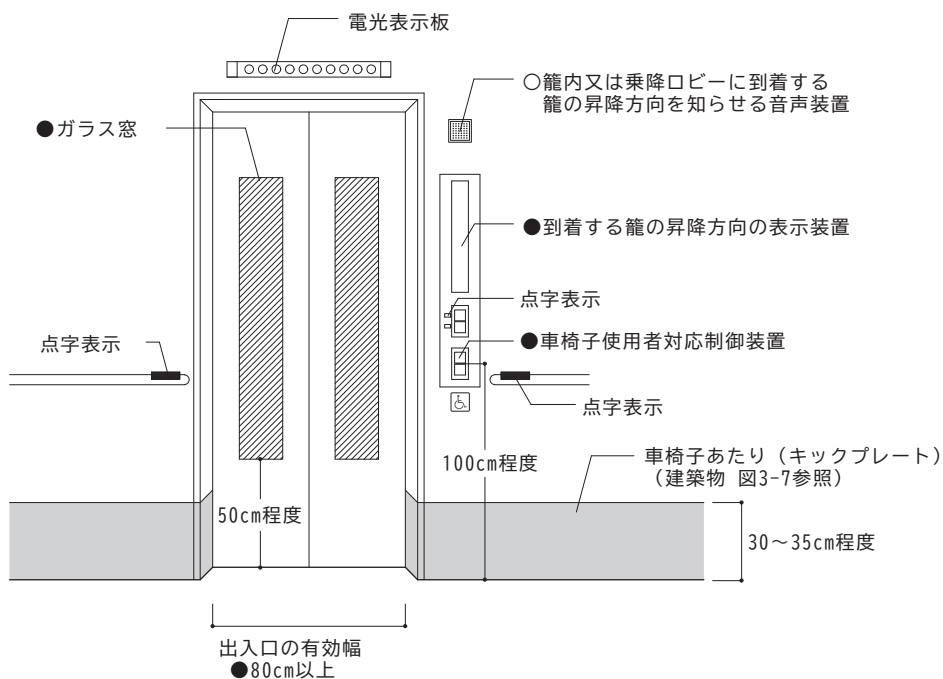
除外規定	<p>◆床面積の合計が2,000㎡未満かつ、階数が3で戸数が29以下、若しくは階数が4で戸数が19以下のもの。また地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては階から階に至る階段について特定経路から除外される。</p>	
------	--	--

<p>■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備</p>		
	<p>建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。</p>	<p>→建築物 P55 参照</p>

【図6-1】エレベーターの平面図の例

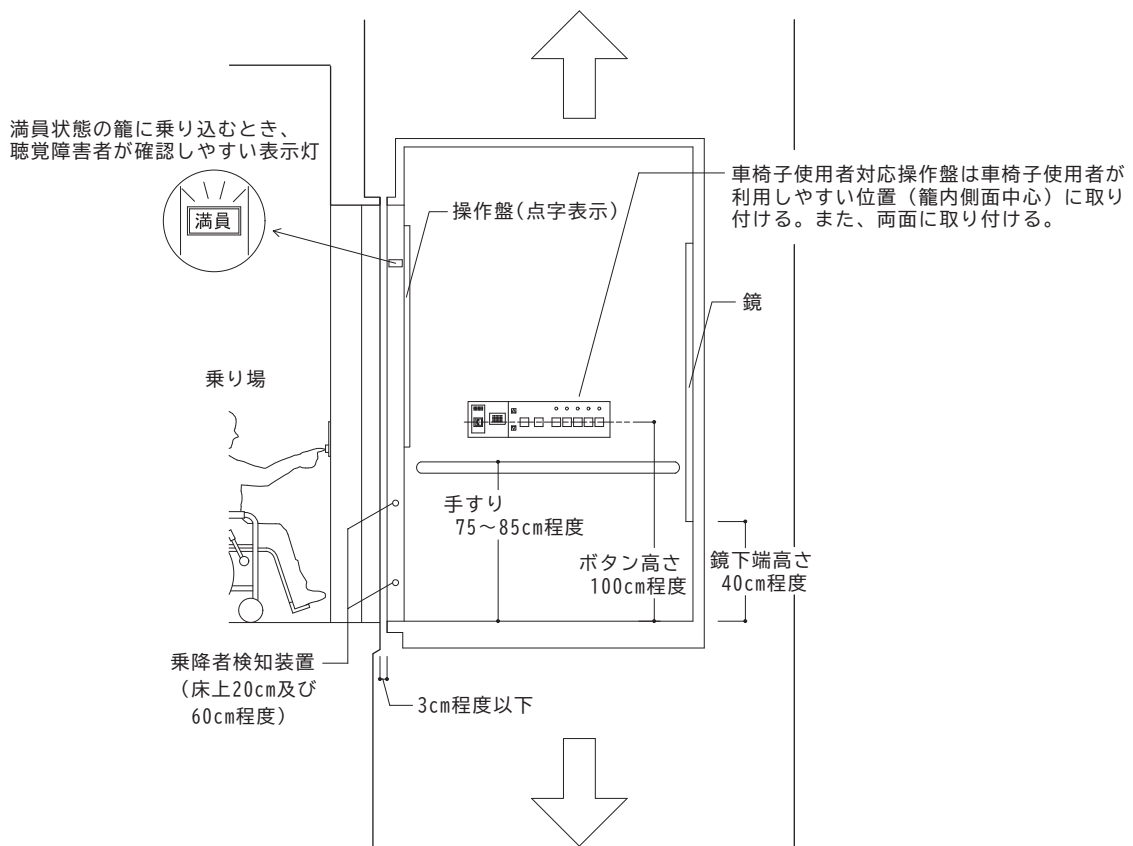


【図6-2】エレベーターの出入口(乗り場)の例



○エレベーター付近に下りの階段、若しくは段、又は下りの傾斜路の上端を設けない
(やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する)

【図6-3】 籠内の断面図



7 特殊な構造又は使用形態の エレベーターその他の昇降機

【基本的考え方】

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合には、エレベーターや傾斜路を設けることが原則である。エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機を設置する。

遵守基準	整備基準
(1) 特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機※1は、次に掲げるものとする。	同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。	ア 同左
イ 籠の幅は、70cm以上とし、かつ、奥行きは、120cm以上とする。	イ 同左
ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	ウ 同左
(2) 特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものとする。	－

※1 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
(段差解消機)

構造	●この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。 ①昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター ②籠の定格速度が15m毎分以下 ③床面積が2.25㎡以下	→【図7-1】 【図7-2】
籠の大きさ	●平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 ●籠の幅は70cm以上、奥行き120cm以上とする。 ●籠内で車椅子使用者が90度転回して乗降する必要がある場合の籠の大きさは、間口140cm以上、奥行き140cm以上とする。	→資料編 P1-184、1-185 参照 →【図7-3】

(エスカレーター)

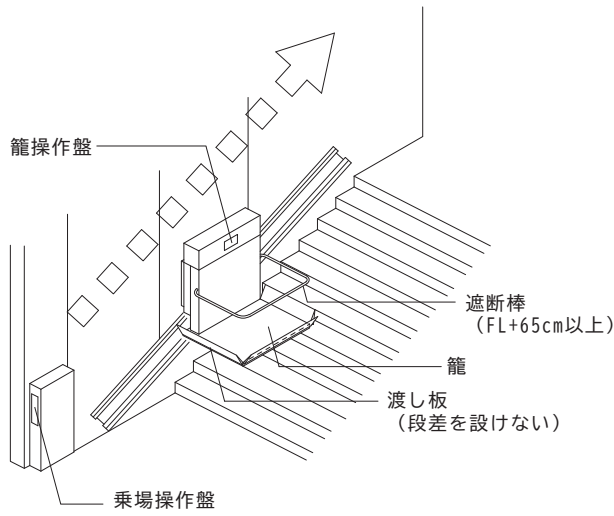
	○特定経路等上には、エスカレーターではなく「6 エレベーター及びその乗降口ビー」を設ける。	
--	---	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

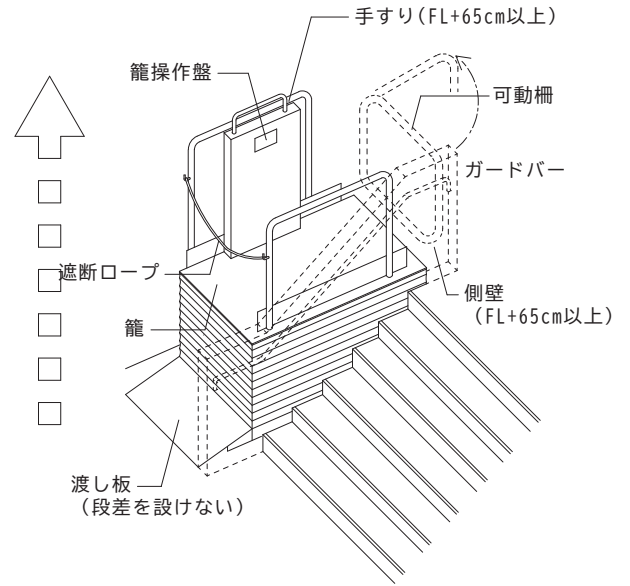
	建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P63 参照
--	-------------------------	-------------

【図7-1】 斜行型段差解消機

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい

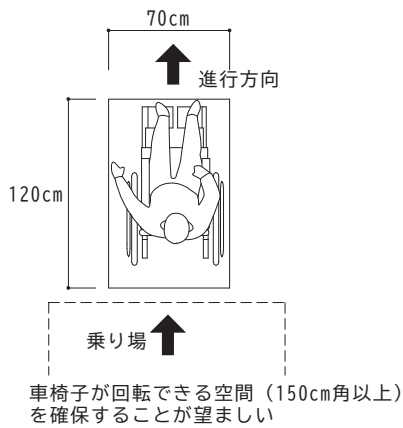


【図7-2】 垂直型段差解消機

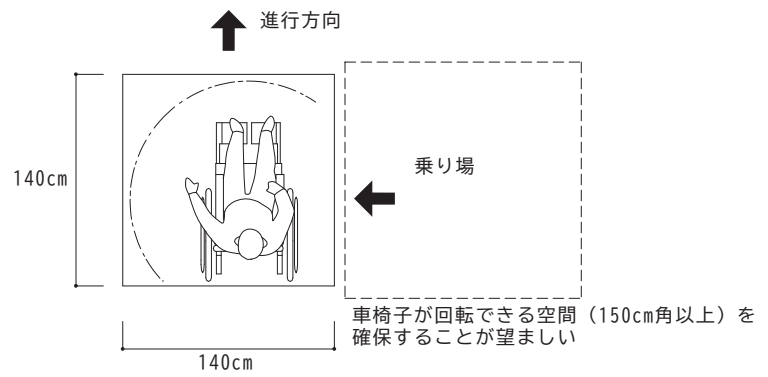


【図7-3】 籠の大きさ

■定員1名の籠（直線形式の場合）



■定員1名の籠（90度の転回形式の場合）



8 便所（トイレ） ※共用の便所を設ける場合

【基本的考え方】

集合住宅の共用部に居住者が共用で使用する便所を設ける場合は、原則として、200cm角以上の「車椅子使用者用便房」を設置する。施設の規模が小さく、スペースを確保することが困難な場合であっても、可能な限りゆとりのある空間を確保した「車椅子使用者用便房」を設置する。

また、便所には、オストメイト用汚物流しを設けた便房を1以上設置する。

便所は建築物の主要な出入口、エレベーター乗降ロビー等から容易に把握でき、到達できるよう、位置や案内表示に配慮する。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(2) (1)の便所のうち1以上※1は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。	ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。	(ア) 同左
(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。	(イ) 同左
—	(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。
イ 便所※2内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	イ 同左
—	(3) (2)ア及びイの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする※3。
—	(4) (1)の便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上※1は、次に掲げる構造の便所とすること。
—	ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。
—	イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。
(3) (1)の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。	(5) 同左
ア 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	ア 同左
—	イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。

※1 男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上

※2 床面積の合計が1,000㎡以上の場合に限る。

※3 当該内容がJIS Z 8210に定められているときは、これに適合すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
(便所全般)

床面	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房、オストメイト用設備は、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるよう、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号(ピクトグラム)等で分かりやすく表示する。 ●水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 	→「12 標識」参照
----	--	------------

(車椅子使用者用便房)

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●出入口の有効幅は、85cm 以上とする。また、車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 	→【図 8-1】
戸	<ul style="list-style-type: none"> ●戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ●開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ●引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ●車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ●内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ●横手すりは便座から 20～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離となるように設置する。 	
便房の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。) ●車椅子から便座への移乗は車椅子の側面(障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易)又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。) 	→【図 8-1】

	<p>●ただし、床面積の合計が1,000㎡以下の集合住宅で200cm×200cm以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で130cm×200cm（直進及び側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。（ただし、オストメイト用汚物流し、手洗い器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。）</p>	
位置	<p>●異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。</p> <p>○車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。</p> <p>○車椅子使用者用便房は、利用対象者が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。</p>	
表示	<p>●車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。</p> <p>○トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等やトイレの名称（車椅子使用者用便房）で表示する。</p> <p>●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。</p>	<p>→「12 標識」参照</p> <p>→「13 案内設備」参照</p>
その他の注意事項	<p>●車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。</p> <p>●便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。</p> <p>●洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。</p> <p>●吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。</p> <p>●照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。</p> <p>●洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。</p> <p>●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。</p> <p>●洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。</p> <p>●使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。</p>	

(水洗器具)

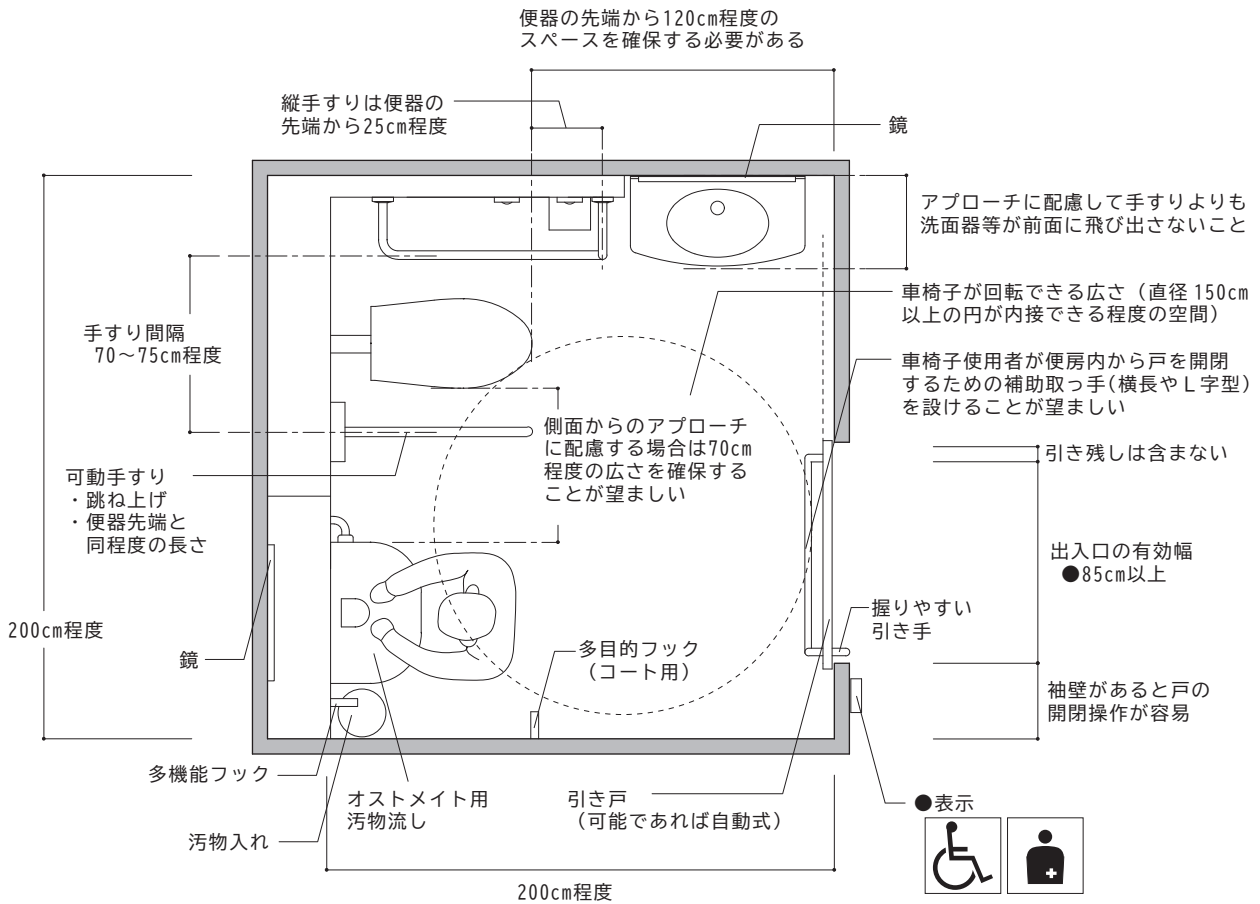
水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ●便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。 ●オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ●ペーパーホルダーを設置する。 	<p>→【図 8-2】</p> <p>→「12 標識」参照</p>
------	---	-----------------------------------

(一般便所)

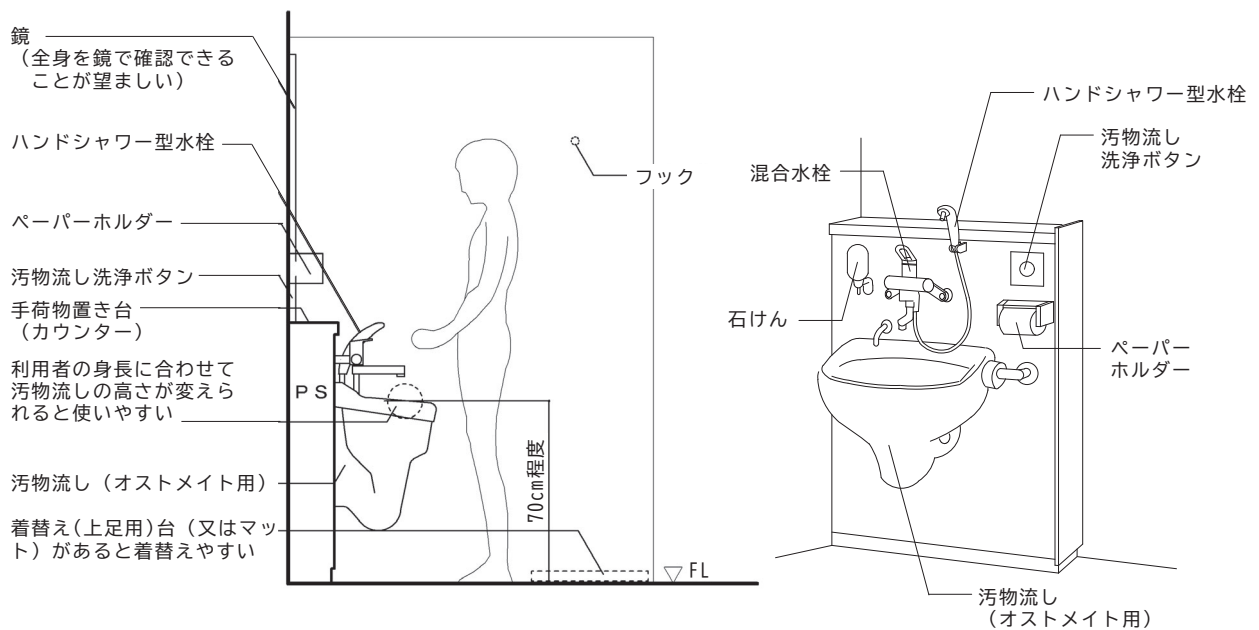
大便器	<p>《床面》</p> <p>○便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。</p> <p>《構造》</p> <p>○高齢者などの下肢機能の低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを選べる。</p> <p>○手すり付小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。</p> <p>《手すり》</p> <p>○便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。</p>	
小便器	<p>《構造》</p> <p>●男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。</p> <p>○小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。</p> <p>《手すり》</p> <p>○小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取り付けることとし、高さは 120cm 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80～90cm 程度とする。</p>	
その他の注意事項	<p>○男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示は JIS Z 8210 を適用する。</p>	<p>→「12 標識」参照</p>

<p>■望ましい整備</p>	<p>凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備</p>	
	<p>建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。</p>	<p>→建築物 P72～76 参照</p>

【図8-1】車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例



【図8-2】オストメイト用汚物流しの例



9 浴室・シャワー室 ※共用の浴室等を設ける場合

【基本的考え方】

浴室又はシャワー室は下肢の不自由な障害者が利用できることを最低条件とし、車椅子が横付けできるスペースや、できれば介助者用のスペースを確保するとよい。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。※緩和1	(1) 同左
(2) 浴室等のうち1以上※1は、次に掲げるものとする。※緩和1	(2) 同左
ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	イ 同左
ウ 出入口は、次に掲げるものとする。	ウ 同左
(ア) 幅は、85cm以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(イ) 同左

※1 男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上

※緩和1 床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、この限りでない。

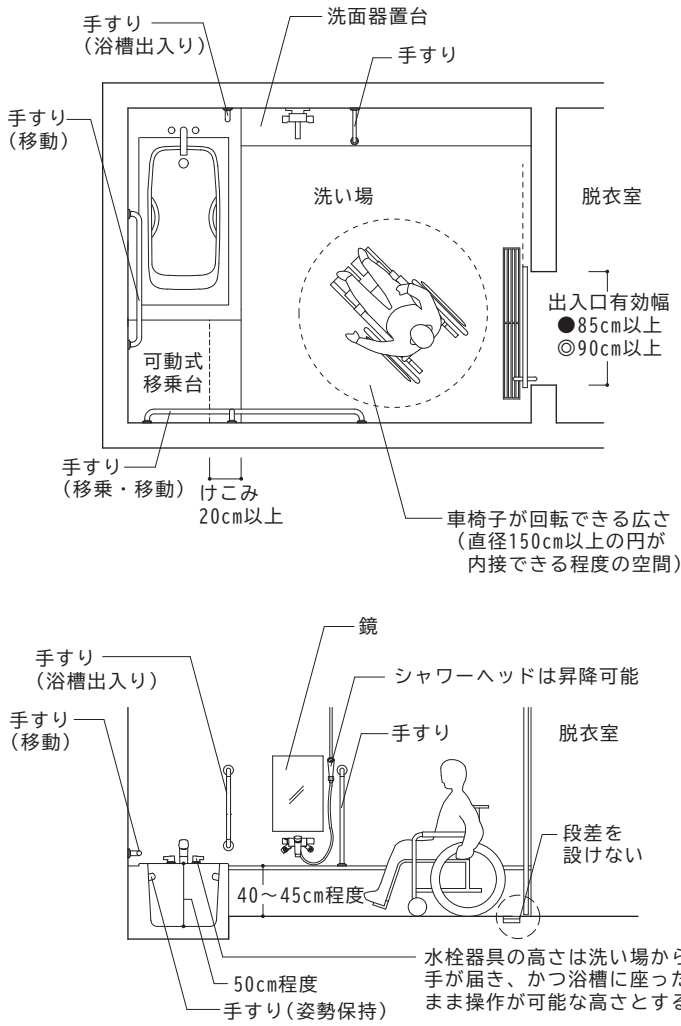
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

◆建築物（集合住宅以外）「14 浴室等」の基準の解説を参照する。	
----------------------------------	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

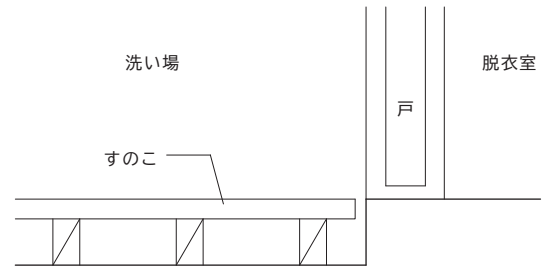
◎建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P118 参照
--------------------------	--------------

【図9-1】小規模な浴室の例

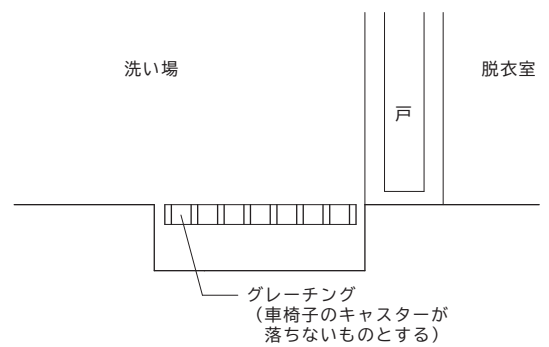


【図9-2】出入口の段差解消例

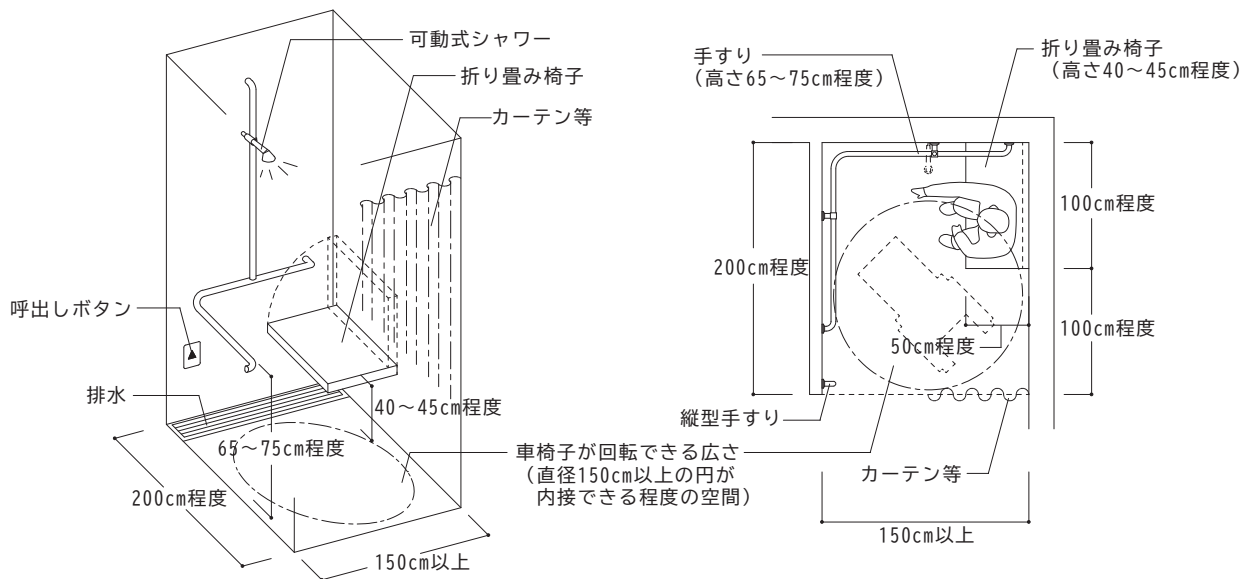
■すのこによる場合



■グレーチングによる場合



【図9-3】車椅子使用者ブースの例



10 敷地内の通路（屋外）

【基本的考え方】

道等から通路を経て住棟出入口等に至る部分を、全ての人が安全かつ円滑に移動できるよう整備する必要がある。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	ア 同左
イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。	イ 同左
(ア) 手すりを設ける。	(ア) 同左
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	(イ) 同左
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(ウ) 同左
—	(E) 段がある部分の上端及び下端には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。※緩和2
ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。	ウ 同左
(ア) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。	(ア) 手すりを設ける。
(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	(イ) 同左
エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。	エ 同左
(2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。	(2) 同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
ア 幅は、120cm以上とすること。	ア 幅は、135cm以上とすること。※緩和3
イ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。※緩和1	イ 同左
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左
エ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。	エ 同左
オ 傾斜路は、次に掲げるものとする。	オ 同左
(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	(ア) 幅は、段に代わるものにあつては135cm以上 ※1、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
(イ) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	(イ) 勾配は、1/20を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては1/8以下、高さが75cm以下のもの、敷地の状況等によりやむを得ない場合又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合は1/12以下とすることができる。
(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設ける。	(ウ) 同左

(I) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。※緩和1	(I) 同左
(オ) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。	(オ) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。

※1 床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、120cm以上

※緩和1 床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、この限りでない。

※緩和2 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。

※緩和3 敷地の状況によりやむを得ない場合又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、120cm以上とすることができる。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備 (一般基準)

通路の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●雨で濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ◆砂利敷きは車椅子やベビーカーでは動けなくなるので避ける。石畳やレンガ敷きでは表面に凹凸のある材料は避け、目地にも段差を生じないように施工する。 ◆階段下の空間は、建築物(集合住宅以外)「3 廊下等」基準の解説(階段下等の空間)を参照する。 	
段がある部分	<ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分には、手すりを設置する。 ●踏面の色と段鼻(滑り止め)の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。 ●けこみは2cm以下とする。 ●けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ●段鼻を突き出すと、つま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ●杖の転落を防止するために、立ち上がり(2cm以上)を設ける。 ○段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設する。 ◆その他、段については、建築物(集合住宅以外)「9 敷地内の通路」の基準の解説を参照する。 	<p>→【図4-2】 →【図4-3】</p> <p>→建築物編(基本的考え方) P10参照</p>
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりは、車椅子使用者、その他の歩行困難者にとって、歩行の補助になるので、勾配が1/12を超える傾斜、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜には、手すりを設ける。 ●手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となる。 ○手すりは勾配や高さに関係なく、全ての傾斜路に設ける。 ●傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすることなどにより、これらと識別しやすいものとする。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。 	

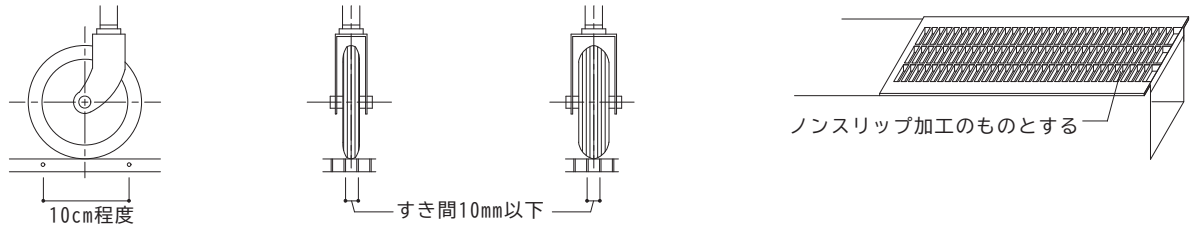
(特定経路等)

有効幅	<p>●集合住宅に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（集合住宅以外）の「9 敷地内の通路」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。</p> <p>●歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が 120cm である。</p>	→【図 10-2】
回転スペース	<p>●50m 以内ごとに車椅子使用者が転回できるスペース（おおよそ 140cm×170cm 角以上又は 150cm 角）を設ける。ただし、2,000㎡未満はこの限りではない。</p>	
戸	<p>●戸を設ける場合は、集合住宅編「2 出入口」の基準の解説を参照する。</p>	
排水溝等	<p>◆通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、蓋等（すき間の幅 10mm 以下）を設け、車椅子使用者、杖使用者、ベビーカー利用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。</p>	→【図 10-1】
傾斜路	<p>《幅》</p> <p>●90cm は車椅子 1 台が通行可能な寸法である。階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないと考えられるため 90cm 以上とすることができる。</p> <p>《勾配》</p> <p>○車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。屋外に設ける傾斜路は、雨に濡れると滑りやすくなるため、車椅子使用者が自力で上りやすいよう、傾斜路の勾配は、1/20 以下とする。</p> <p>《立ち上がり》</p> <p>●車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上りを設ける。ただし、手すりを設ける場合の立ち上がりは 5cm 以上とすることができる。</p> <p>《平坦部》</p> <p>●傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分、及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平坦部を設ける。ただし、2,000㎡未満の始点終点の平坦部についてはこの限りではない。</p> <p>《踊り場》</p> <p>●長い傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、傾斜路の高さ 75cm ごとに長さ 150cm 以上の踊り場を設置する。</p> <p>○車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。</p> <p>《その他》</p> <p>●傾斜路が長くなりすぎる場合は、「6 エレベーター及びその乗降ロビー」「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置することを検討する。</p>	→【図 10-3】

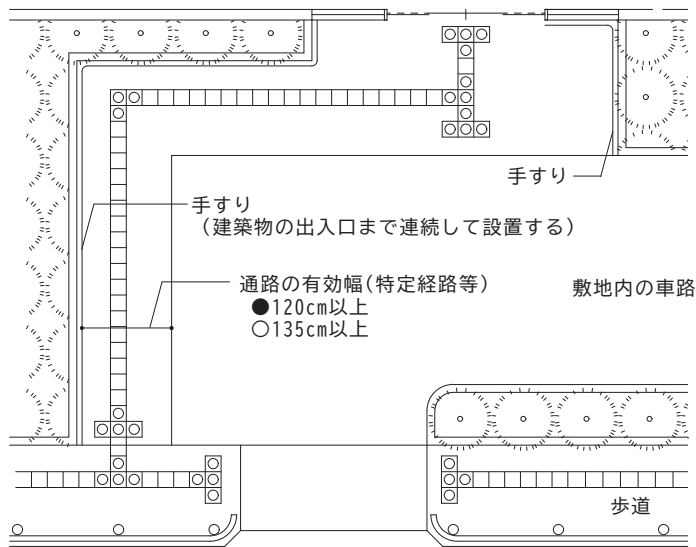
■望ましい整備	凡例：◎都と同等望ましい整備	☆区で追加した望ましい整備
建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P92 参照	

【図10-1】車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子 ■蓋の概要



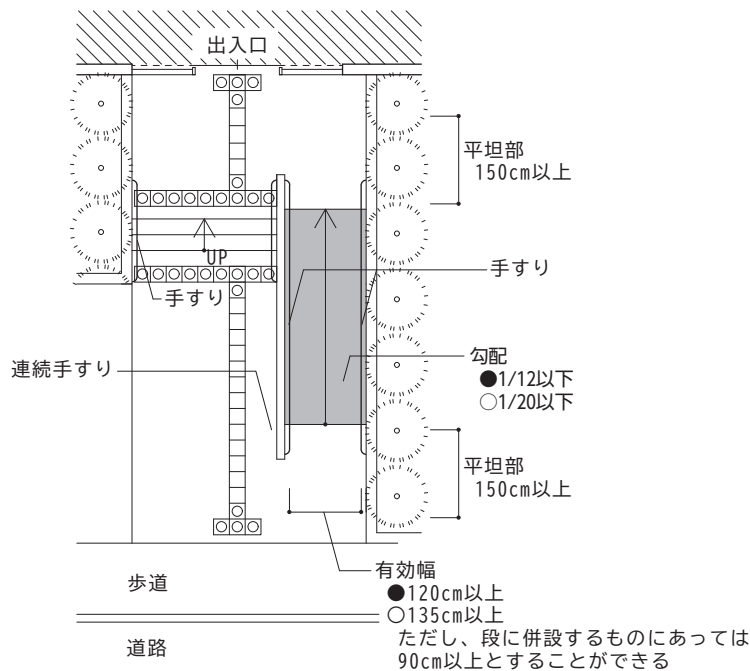
【図10-2】敷地内の通路



- ・敷地内の車路とは別に通路を設ける
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する (原則黄色)

※図は、歩道の連続誘導と一体的に整備する場合の例示
歩道が切り下げ形式である場合、歩道の誘導用ブロックは連続して敷設させる

【図10-3】階段と傾斜路を併設した敷地内の通路



ただし、段に併設するものにあつては90cm以上とすることができる

11 駐車場 ※駐車場を設ける場合

【基本的考え方】

車椅子使用者や杖使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い位置に車椅子使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

遵守基準	整備基準
(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。※緩和1	(1) 同左
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 幅は、350cm以上とすること。	ア 同左
イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	イ 同左（「特定経路」を「特定経路等」と読み替え）
(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。	(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする※1。

※1 当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

※緩和1 床面積の合計が 1,000 m²未満の場合は、この限りでない。

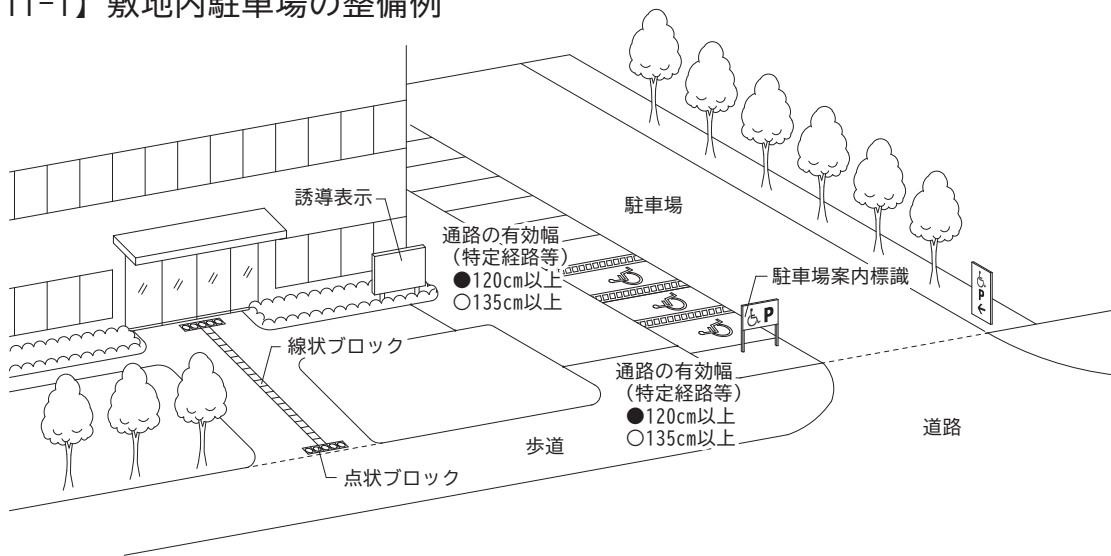
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

設置数	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の者が利用する駐車場とは、居住者用の駐車場を含めた集合住宅に設けられる駐車場のことである。 ●車椅子使用者用駐車施設を1以上設置する。 	→【図 11-1】
構造	<p>《有効幅》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。 <p>《経路》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は、特定経路等とする。 ●建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。 	→【図 11-2】
誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> ◆車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。 ●集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子使用者用駐車施設の付近に当該利用居室等までの誘導表示も併せて行う。 ◆その他、建築物（集合住宅以外）「10 駐車場」の基準の解説を参照する。 	

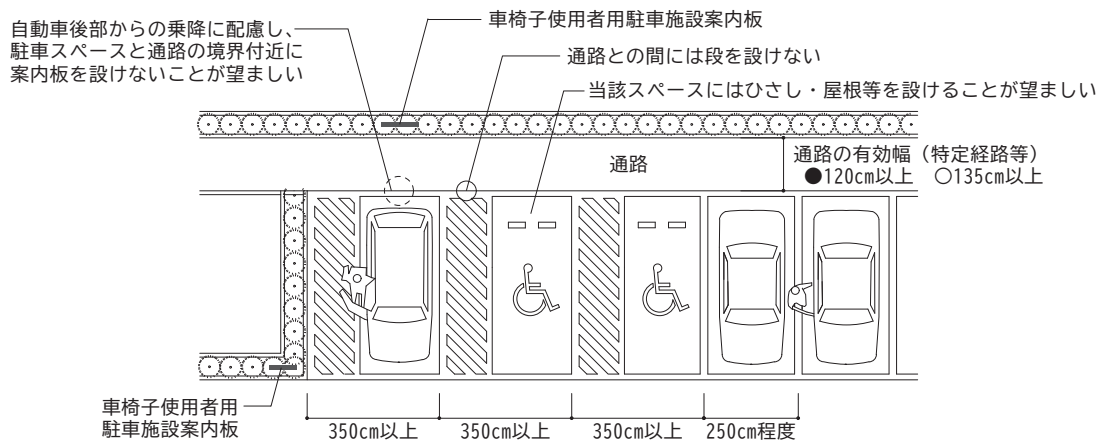
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平とする。 ●車椅子利用者用駐車施設は平置きを原則とする。やむを得ず、機械式駐車施設とする場合においても、幅 350cm 以上確保しなければならない。 ●集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等としての整備が必要となる。 ◆その他、建築物（集合住宅以外）「10 駐車場」の基準の解説を参照する。 	→1/100 程度の 水勾配は許容 →建築物 P99 コラム参照
--------------	--	---

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
	建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P97 参照

【図11-1】敷地内駐車場の整備例



【図11-2】駐車場の整備例



12 標識

【基本的考え方】

標識は、車椅子使用者、子ども、高齢者等だれにでも見やすく、分かりやすく設置する。視覚障害者や歩行者等の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さについて配慮する。

遵守基準	整備基準
移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。	
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	
イ 表示すべき内容が容易に識別することができること※1。	

※1 当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

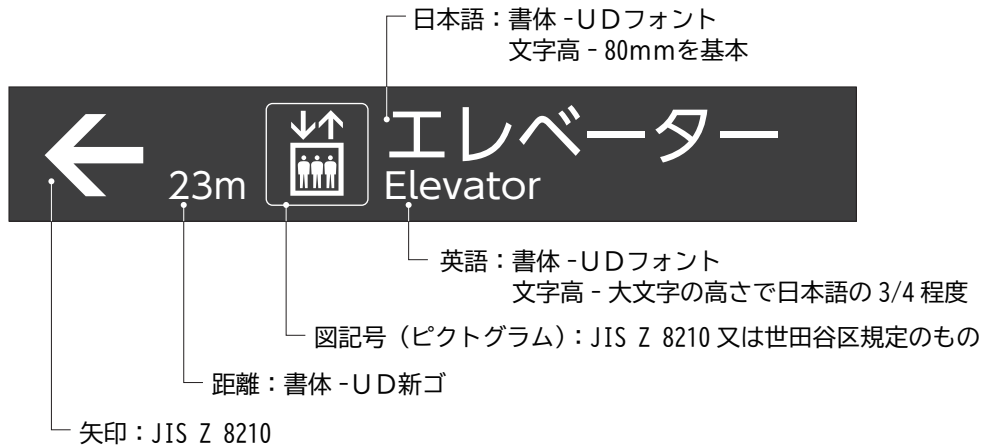
表示位置	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流しを設けた便房及び車椅子使用者用駐車施設の付近には、標識を設置する。 ◆世田谷区刊行「情報のUDガイドライン」4章参照。 	→【図 12-1】
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ●標識は、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。 ●突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ 200cm 以上）に設ける。 	→【図 12-2】 【図 12-3】
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。 ●文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。 ●施設の利用者の状況を踏まえて、子供や外国人にも分かるように、振り仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。 ●逆光又は反射グレアが生じないように、仕上げや、設置位置、照明に配慮する。（グレアとは、必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象） 	→資料編 P2-17 ～2-19 参照
	<ul style="list-style-type: none"> ●一般便所及び子育て支援環境（ベビーチェア等・ベビーベッド等・授乳及びおむつ交換ができる場所）の付近には、標識を設置する。 ●車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設ける。 ◆その他、建築物（集合住宅以外）「11 標識」の基準の解説を参照する。 	→「11 駐車場」参照

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P103 参照
-------------------------	--------------

【図12-1】 標識の例

■誘導表示（つり下げ型等の形式）



■位置サイン

①エレベーター

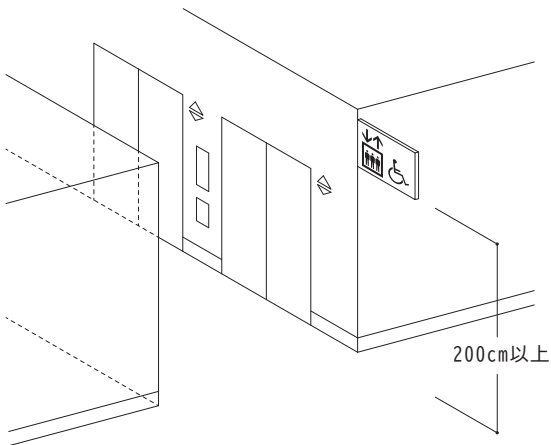


②いろいろな機能が併設されている便所

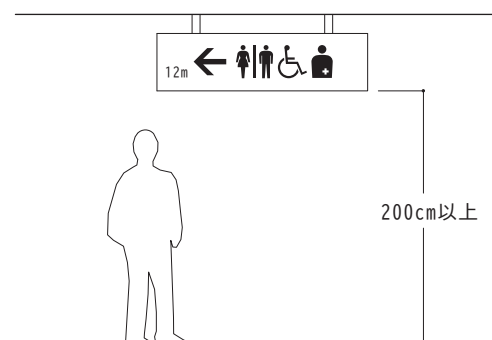


出典：世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン

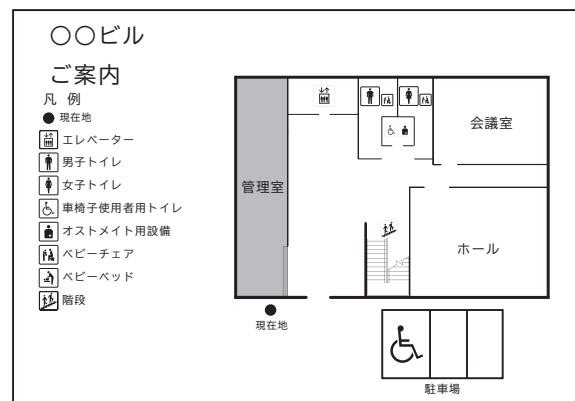
【図12-2】 突出型標識の例



【図12-3】 つり下げ型標識の例



【図12-4】 案内板の表示例



- ・大きめの文字や分かりやすい図とし、色や明度差に配慮し、弱視者、色弱者にも見えやすいようにする。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

13 案内設備

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む全ての人が、目的の場所に到達できるよう、住棟の状況に応じた案内・表示を行なう。案内板等の設置は、車椅子使用者、子ども、高齢者等にも見やすく、歩行者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、照明や採光も弱視の視覚障害者にとっても使用しやすいものとなるよう点字等の設備を整備すること。ただし、案内所による代替措置有。

遵守基準	整備基準
(1) 集合住宅※1又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。 ※緩和1	
(2) 集合住宅又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。	
ア 文字等の浮き彫り	
イ 音による案内	
ウ 点字及びア又はイに類するもの	
(3) 案内所を設ける場合には、(1)(2)の規定は適用しない。	

※1 床面積の合計が1,000㎡以上の場合に限る。

※緩和1 当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

案内板等	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、及び車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等又は案内所を、主要な出入口付近に設ける。 ◆案内板等は、サインの表示板面の中心が135cm程度の高さになるように設置する。 	
視覚障害者のための設備	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房の配置を、以下の方法により視覚障害者に示すための設備を集合住宅内の主要な出入口付近に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字及び①又は②に類するもの ●触知案内板については、JIS T 0922 に準ずる。 	→【図12-4】 →点字での記載方法について日本点字図書館電話番号巻末参照 →資料編 P2-4 ~2-6 参照
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●案内板に表示する図記号(ピクトグラム)は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。 ●点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。 	→資料編 P2-17~2-19 参照 →資料編 P2-2、2-3 参照

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	建築物(集合住宅以外)の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P106 参照
--	-------------------------	--------------

14 案内設備までの経路

【基本的考え方】

建築物に案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声等で誘導する。また、視覚に代わる情報伝達は、複数の方法を併用することが望ましい。

整備基準	
(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、集合住宅の内にある当該集合住宅を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める要件を満たすものである場合又は床面積の合計が2,000㎡未満である場合は、この限りでない。	
(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。	
ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	
イ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。	
ウ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。	
(ア) 車路に近接する部分	
(イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。）	
a 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分	
b 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分	
c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分	

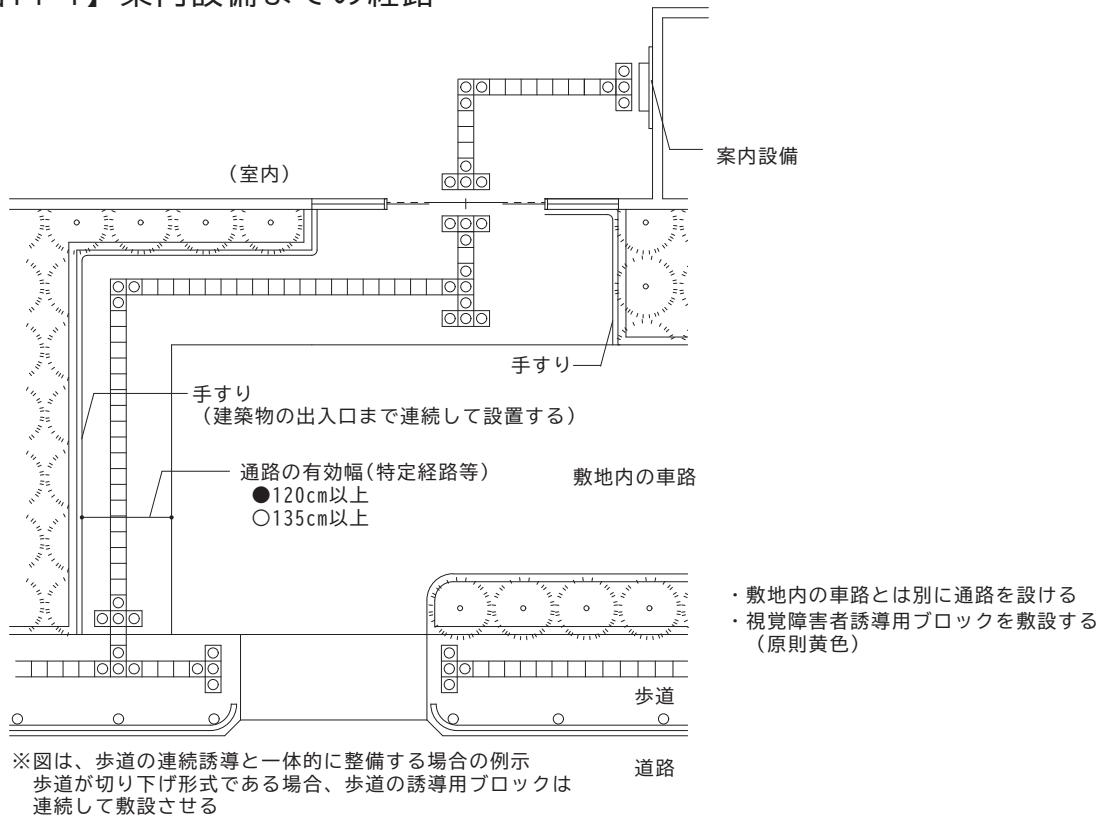
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

視覚障害者移動等円滑化経路	○道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（視覚障害者移動等円滑化経路）とする。 ○建築物内にある案内所（管理人等が常時勤務するもの）から直接地上へ通ずる出入口が容易に視認できるときは、道等から当該出入口までのみを視覚障害者移動等円滑化経路とすることができる。 ○視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、及び一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。	→【図14-1】
誘導	○視覚障害者移動等円滑化経路には、できるだけ分かりやすい経路となるように線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する。 ◇視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び音声案内については、建築物（集合住宅以外）「13 案内設備までの経路」の基準の解説を参照する。	→【図14-2】
点状ブロック等	○車路に近接する部分、段がある部分の上下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対する警告用の点状ブロック等を敷設する。 ○ただし、勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等については、この限りでない。	→【図14-3】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物P111参照
-------------------------	------------

【図14-1】案内設備までの経路

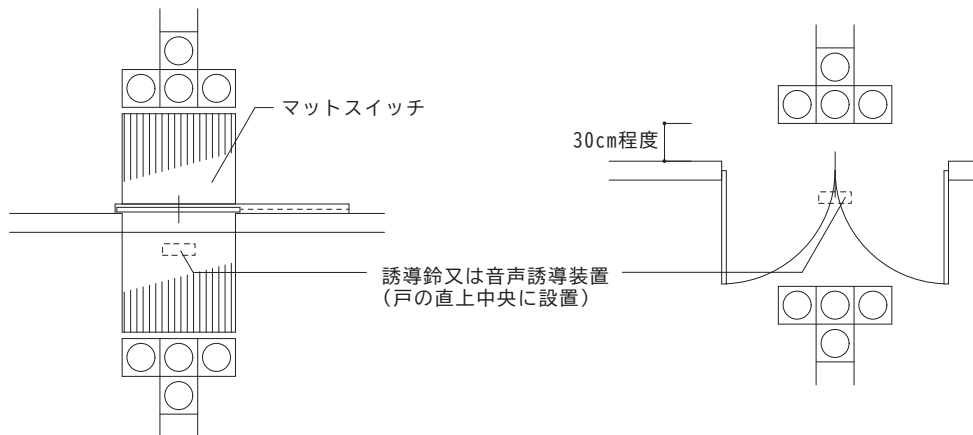


【図14-2】出入口(玄関)付近での設置例

■自動扉の場合

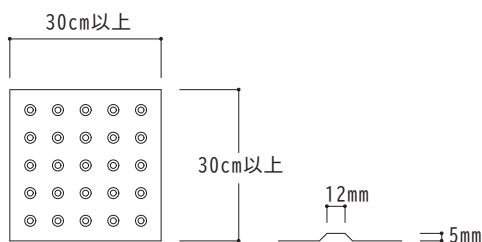
(マットスイッチを設けた場合)

■開き扉の場合

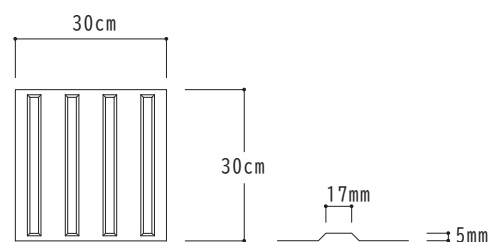


【図14-3】種類(JIS T 9251による 資料編P2-8~2-11参照)

■点状ブロック



■線状ブロック



15 公共的通路

【基本的考え方】

面的整備を進めるため、不特定かつ多数のものが利用する公共的通路の規定をしている。公共的通路は、都市計画法や建築基準法又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定に基づき設けられる公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行の用に供する通路部分であり、建築物外部に設けるものは、歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等とし、建築物内部に設けるものは、屋内貫通通路、アトリウムである。

遵守基準	整備基準
公共的通路の1以上は、次に掲げるものとする。	公共的通路は、次に掲げるものとする。
ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。	ア 同左
(ア) 通路の幅は、200cm以上※1とし、通行に支障のない高さ及び空間を確保すること。	(ア) 同左
(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は「6 エレベーター及びその乗降口ビー」、 「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	(イ) 同左
a 手すりを設けること。	a 同左
b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	b 同左
c 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	c 同左
d 勾配は、1/20を超えないこと。	d 同左
e 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。	e 同左
f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	f 同左
g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	g 同左
(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	(ウ) 同左
(I) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 ※緩和1	(I) 同左
(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(オ) 同左
a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	a 同左
b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	b 同左
c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	c 同左
d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場※2の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。	d 同左
e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	e 同左
f けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。	f 同左
g 階段の幅※3は、120cm以上とすること。	g 同左

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。	イ 同左
(ア) 通路部分の幅は、200cm 以上※1とし、当該部分の天井の高さを250cm 以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 通路の床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は「6 エレベーター及びその乗降口ビーム」、 ⁷ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	(イ) 同左
a 手すりを設けること。	a 同左
b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	b 同左
c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 ^{※緩和2}	c 同左
d 幅は、段に代わるものにあつては140cm 以上、段に併設するものにあつては90cm 以上とすること。	d 同左
e 勾配は、1/12 を超えないこと。	e 同左
f 高さが75cm を超えるものにあつては、高さ75cm 以内ごとに踏幅が150cm 以上の踊り場を設けること。	f 同左
g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	g 同左
h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。	h 同左
(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	(ウ) 同左
(I) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	(I) 同左
(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(オ) 同左
a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	a 同左
b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	b 同左
c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	c 同左
d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場 ^{※2} の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。	d 同左
e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	e 同左
f けあげの寸法は18cm 以下、踏面の寸法は26cm 以上とすること。	f 同左
g 階段の幅 ^{※3} は、120cm 以上とすること。	g 同左

※1 都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上

※2 250cm 以下の直進のものを除く。

※3 当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10cm を限度とする。）は、ないものとみなす。

※緩和1 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

※緩和2 勾配が1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cm を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250cm 以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

	<p>●整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。</p> <p>◇整備基準では全ての公共的通路が基準適合の対象となる。</p>	
有効幅	<p>●建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅 200cm は、車椅子使用者同士がよりすれ違いやすい寸法である。</p>	
通路面	<p>《段差》</p> <p>●公共的通路部分には段差を設けない。ただし、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路、「6 エレベーター及びその乗降ロビー」、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設ける。なお、傾斜路は、屋外にあっては、整備基準ア(イ)a から g に定めるもの、屋内にあっては、整備基準イ(イ)a から h に定めるものとする。</p> <p>《表面》</p> <p>●砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障害者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。</p> <p>●床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。</p> <p>●通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。</p> <p>《誘導》</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法は「14 案内設備までの経路」の整備基準の解説「視覚障害者誘導用ブロック」によるものとする。</p> <p>●ただし、敷地外の歩道と一体的に歩道上空地が設けられている場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p>	
階段	<p>●階段を設ける場合には、整備基準に規定する構造とする。</p> <p>●階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等が衝突する危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。</p>	
その他の注意事項	<p>●「公共的通路の1以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に1以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障害者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅 200cm 未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。</p> <p>●公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。</p>	
建築限界の確保	<p>●安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床から高さ 250cm 以上の空間を連続して確保する。</p>	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

建築物（集合住宅以外）の望ましい整備に準ずる。	→建築物 P147 参照
-------------------------	--------------